

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第17回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事 小原 陽子		
日 時	令和3年5月11日（火） 午後1時30分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、岩田典之委員、石井恵子委員、植村 博委員、田中和八委員、秋谷公臣委員、徳本光香委員 長谷川議長、伊藤副議長		
欠席者	欠席者 秋谷公臣委員 議会事務局 石井局長、今井主査、伊藤主事（代読）、小原		
【会議の概要】			
議題			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策にかかる3月議会対応の検証について (2) 予算審査の進め方を検討する要望について (3) その他 			
《決定事項等》			
<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策にかかる3月議会対応の検証について <ul style="list-style-type: none"> ○6月議会の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問については、3月議会同様に議員の判断に委ね、質問時間は40分とする ・議場スクリーンの執行部の使用について、議案説明については認める。 ※一般質問での使用は執行部の申出があってから協議 ・岩田委員：委員会における請願者・陳情者のスクリーンの使用について協議する要望 →次回以降細部を検討 ・その他の対応については3月議会どおりとする (離席許可、委員会付託方式、従来どおりの議案質疑、会期日程は短縮に配慮、資料請求は委員会から、水分持ち込み許可、発言は起立、陳情者不在審議許可、議場ローテーションを行う) (2) 予算審査の進め方を検討する要望について <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度予算審査については特別委員会を設置する (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ○局長：タブレット導入にかかる戦略会議の結果タブレット導入が承認されたとの報告 			

午後 1時30分 開 会

石井事務局長 本日は大変ご苦勞様でございます。会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長 =委員長あいさつ=

石井事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血協委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和3年第17回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議はお手元に配付の議題のとおりです。

議題に入る前に、本日の議運においても石井委員が筆談という形を取らせていただきますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

◎議題1 感染症対策にかかる3月議会対応の検証について

血協委員長 前回定例会で実施した新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、次回の議会ではどのような対応をしていくか、ご協議をいただきたいと思います。

お手元にA3の検証についてというようなペーパーが配られているところですが、まず一般質問について協議をいただきたいと思います。一般質問については本日が通告書の発送日となっています。

資料の1番と3番、これがちょうど一般質問の部分で番号が飛んでいますけれども、ご協議いただければと思います。前回の議会においては、一般質問については議員の判断に委ねることと、質問時間は40分にするということで、3月議会を対応したところですが、次回の6月定例会、どのような取扱いにするかをまず初めにご協議いただきたいと思います。

徳本委員 一般質問については、市民の方々から、自分もそういう考えですが、コロナ禍だからこそ議員には市民の声を汲んで働いてほしいという意見が寄せられています。

なので、3月議会と同じく一般質問については議員の判断に委ね、質問時間は昨年6月議会と同様に、従前のおり1時間とするが、質問者の判断に委ねるというふうに変えるほうが良いと思います。理由が、40分ということに科学的な根拠がないということです。他の会議においても、議場でもこの委員会でも休憩をこまめに取って、換気もしている、それで何時間も会議をしています。一般質問も同様の対応をすれば40分に区切る必要はないと思います。

田中委員 会派で相談しまして、一般質問に関しまして、縛りなしという形で、3月議会と同様、判断に委ねるということによりよろしいかと思っております。それと、時間に関しましては、やはりコロナ禍で、健康も含めましてまだまだ執行部のほうも忙しいのかなと思いま

すので、40分ということによろしいかと思えます。

古澤委員 制限を加えてから1年以上たつわけですから、できれば徳本委員のおっしゃったような形になれば一番望ましいわけですがけれども、現在変異種が猛威を振るっていて、感染の状態としてはあまり良くなっているとは言えないと思えます。うちの会派としては、1人欠けていましたけれども話し合った結果、3月議会に準ずるという考え方に収れんしました。どうしてもここでしなければいけない質問も出てくる場合もありますので、そういう方は議員の判断に委ねてなされればいいし、時間は40分そのままがいいのではないかと思えます。

石井委員（代読：伊藤主事） 県内でも、蔓延防止等重点措置が出されている自治体は、一般質問を自粛したり、人数制限したり、時間を短縮したりしています。特に、印西市は議員の総意として、個人質問は1人20分まで、往復40分としているそうです。

白井市は、日によって新たな感染者が3人以上出るときもありますが、クラスターの発生はありません。ワクチン接種の体制も整い、本格的に接種が始まります。しかし、決して状態は良くなったわけではなく、コロナウイルスの変異株が流行しているとも言われています。

このようなことから、一般質問をやる、やらないは議員各個人の判断とし、やる場合は内容を精査し、40分とするという従来の考え方にしてはどうでしょうか。

岩田委員 私も3月議会同様でいいと思っています。

植村委員 石井委員に以下同文です。

秋谷委員 古澤委員に以下同文です。

血脇委員長 3月議会と同様の一般質問の扱いとするということで、皆さんよろしいですか。

〔「結構です」と言う者あり〕

血脇委員長 それでは、6月定例会の一般質問におきましては、議員の判断に委ね、質問時間は40分とすることにご異議ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

血脇委員長 異議なしと認め、左様決定いたしました。

それでは、続きまして、2番の議場スクリーンの使用開始時期についてということで、スクリーンは開始していますが、執行部の使用について、12月議会で保留としているところですが、3月議会においても使用は保留として、6月議会に向けて協議をするということになってございますが、執行部側のスクリーンの使用について、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。今まで議場のスクリーンの執行部の使用に関する協議ということで、これは令和元年の11月に、議場での執行部と議会は同等であるため、執行部にも議員同様にプロジェクターの使用を認めてはどうかということですか、執行部が答弁する際には、議員のプロジェクター資料を引用することはかまわないのではないかとかいうようなことが、令和元年の11月に。

それから、令和2年1月においては、執行部側から議案説明においてプロジェクターを用

いた説明ができることとすることを予定する、これは議案説明ということで協議されているところでは、

令和2年に一般質問についても執行部のほうからプロジェクター使用の申し出があったのですが、それは現在認めていないところで、これも協議をしているというところで、皆様の意見をお伺いしたいと思います。

岩田委員 順を追って意見を述べたいと思います。まず、今まで執行部側が本会議においてスクリーンを使用した例はないと思います。全協等がありますけれども。せっかくスクリーンがあるわけですから、執行部に対しても本会議、委員会においてスクリーンを使用することは認めてもいいと思います。例えば、議案説明とか、議案資料の説明については、より分かりやすく説明をするためには、許可してもよろしいと思います。ここまで。

田中委員 今の議案の説明、これは岩田委員と同意見です。ちなみに、良いのかな、一般質問のことまで言ってしまって。一般質問に関しては、40分という縛りがありますので、スクリーンを使ってゆっくりやられると質問が減ったり、というような可能性も無きにしも非ずなものですから、とりあえず40分の間はスクリーンを一般質問の回答に対して使うということはやめたほうがよろしいのではないかなというのが私たちの意見です。

岩田委員 一般質問について、執行部側のスクリーン使用についての話があった。その議論をするのはまだふさわしくないと思うのです。つまり、去年の12月議会において、一般質問に対して執行部側から使わせてほしいという使用許可の願いがあったと思いますけれども、そもそも執行部側、市長から議長に対して、一般質問の答弁にスクリーンを使わせてほしい、それにはこういう理由と目的があるから使わせてもらえないかという申し出があって初めて議運で議論をすることであって、そういった執行部側からの申し出がないにも関わらず議運で協議をすることは私はふさわしくないと思います。

血脇委員長 市長から申し出があれば議運で検討ということなのですが、正確な日はあれなのですけれども、一般質問でスクリーンを使わせていただきたいということで、それを保留にさせていただきます。その後、広沢議員より一般質問の執行部によるプロジェクター使用の協議をしていただきたいというような希望があって、触れたところでございます。

過去を振り返ると、議案については検討する必要があるということ。一般質問については、議員の使用した資料を引用することは良いのではないかなというような話は過去に出ています。全く新たなものを執行部側がスクリーンに示すということは、現時点で協議の対象にはなっておりません。

古澤委員 岩田委員にお聞きします。一般質問はわざわざプロジェクターを使ってもいいかという申し出がないと、その許可を出してからでないといけないということと、議案に関しては使ってもいいだろうということですが、その違いってどういうふうに捉えていらっしゃるのか。分けなければいけない理由がよくわかりません。

岩田委員 議案の説明とか、議案に付属する資料の説明というのは、執行部側が提案しますから、執行部側が使うことに関してはより分かりやすく、議員に対して、市民に対して使用することはいいと思うのです。一般質問というのは議員に与えられた権利、質問する

権利ですから、それは田中委員のほうからありました、40分、あるいは60分と時間があって、議員がする質問です。それに対して議運が認めたのは、議員がプロジェクターを使ってより分かりやすく説明をすることは去年の9月議会くらいから認められています。

それに対して、執行部側が答弁をする場合には、議員が作ったPowerPointに関して、例えば3ページのこれについてはこういうことですよというは使っていいということは許可したと思うのです。そうではなく、議員の一般質問に対して、執行部が自分で作った資料で説明をするということであれば、そもそも市長から議長に対し、こういうことも想定されるのでスクリーンを使わせてほしいという申し出があって初めて、議論をして、時間はどうするのか、どのような制限を加えるのかということを経験するべきであって、執行部側から申し出がないのにこちらだけでどうしますかというのはおかしいと思います。

血脇委員長 令和2年1月27日に、議長から市長に「議場におけるプロジェクターの運用開始について」という書面が出されています。この書面は議運でも検討された部分なのですが、「プロジェクターの使用により、一般質問では質問内容がより明確化し、執行部の理解度がさらに向上する」と。「今後は、執行部からの議案説明においてもプロジェクターを用いた説明ができることとする予定である」というような書面が出されています。

秋谷委員 議案の説明については当然いいと思うのですが、一般質問の場合は40分、印西市のように往復でお互い20分ずつとかいう縛りがないと、議員の質問に対してのプロジェクターを使っての執行部側の説明が長くなった場合は、不公平になる可能性もあるので、そういう縛りがなければ、今回は執行部のプロジェクターの説明については今までどおりでいいのではないかという意見です。

柴田副委員長 私も、主体者が説明をして、理解を深めるためにプロジェクターを使うという位置づけだと思います。だからこそ、議案説明は主体者による執行部により理解を深めてもらうために使うのがプロジェクターでいいですよと言っているわけで、一般質問の場合はあくまで主体者は議員なわけで、議員が自分の質問の意味を深めていただくために、図を示すとか、具体的にわかるようにするために説明をするということです。そういうことのためにパワポを使う認識でしたので、執行部が説明のためにスクリーンを使うのは、一般質問は議員の時間なので、その中の説明でプロジェクターを使うのは違和感があります。

そもそもこれは議会運営質疑応答集に、議会は言論が原則であって、質問者はその内容が執行部、同僚議員にわかるように述べなくてはならないし、質問は長の見解を求めるものであって、長の答弁によって明らかになることを予定しているものであると。だから、執行部側の説明を求めている場ではないのです。長の考えを聞く場なので、そこに説明の時間が入るとというのがそもそもおかしく、説明は一般質問の前に受けておき、だから質問が出てくるものだと思います。一般質問の場で、プロジェクターを執行部が使って説明をするのだったらそれは別の機会に全協なりなんなりで説明したいことがあるのだったらどうぞやってくださいという話ではないのかなと思います。

なので、その議論をすること自体も今ではないだろうし、もし議論になったとしても執

行部のほうから説明のために使うというのは一般質問の目的からは逸れていると思います。

徳本委員 岩田委員と柴田委員に賛成です。執行部の議案説明にはスクリーンを使用してもいいと思います。一般質問の説明については、正式に申し入れがないので、ここで協議して決める必要はないと考えていますし、申し入れがあったとしても、前回資料が配られて教育長が話したことにしても、私は違和感を覚えていまして、その場で質問したことに関してわかりやすく答えていただくことは必要ですけど、事前に余りにも協議しすぎて、シナリオもできていて、そして説明の場も、議員から自ら進んで与えてあげている一般質問のように疑われるのではないかと思いますので、必要ないと思っています。

古澤委員 言論戦ということになれば、執行部が説明をするときにプロジェクターを使わずにということと、議員自身も言論でということですよ。一緒じゃないかなと思うところがあります。ただ、正式な申し入れというのがないので、正式な申し入れを受け入れるときに、議会としてどんな条件、考え方を示すかということだと思います。絶対に執行部がプロジェクターを一般質問で使えないということは私はないと考えます。その手順がまだ整ってないかなというところだと思います。

血協委員長 皆様のご意見を伺っていると、議案説明についての使用は良いだろう。ただ、一般質問については申し出がない、時間的なものとか制約がある可能性があるという意見かなと思いますので、先般決まった中で、PC等の持ち込みを6月議会からOKして、執行部の持ち込みもOKしているところでございますので、6月議会については、議案の説明に限り、スクリーンの使用は認めるということで、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

血協委員長 それでは、6月議会から議案の説明について、執行部のスクリーンの使用を認めるということで対応させていただきます。

岩田委員 はっきり記憶がないのですが、請願・陳情における、請願者・陳情者がスクリーンを使用するという話はしたことがあります。

委員会においても、執行部からの説明を許可するのであれば、請願・陳情者からのスクリーン使用に関して1回検討してもらえればと思います。

確か私の記憶では、請願か何かのときに、モニターか何かを使って説明した記憶があるので、その辺も含めて1回検討してもらえればと思います。

血協委員長 わかりました。今後それについて検討事項とさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

徳本委員 異議ではないのですが、もうすでに委員会での陳情審議の時、陳情者がスクリーンで説明したことがあります。だから、委員会が認めれば説明できるのではないのかなと思っています。

石井事務局長 御指摘のありました、プロジェクターの使用ということで、昨年陳情審査の際に、陳情者からこれを使って説明をしたいという申し出がありまして、委員長と協議

の結果許可をされたという経緯がございます。その際は、スクリーンは用意しましたけれども、プロジェクターの機械そのものについては、陳情者は持参をしておりますので、許可をした経緯はございます。

岩田委員 失礼しました。

血協委員長 いえいえ。細部も色々検討しなくてはならない部分があると思います。前回は委員長の判断で許可をしたということなのですが、それにあたって、今度細部のほうも詰めていかなければならない部分があるやもしれないので、先ほど岩田委員から提案のあったとおり、今後陳情・請願についても、協議を重ねていきたいと思っておりますので、皆さんよろしいでしょうか。

〔「もうやっちゃってる」と言う者あり〕

血協委員長 すでにやっているという実績はあるのですが、一度細かなところも含めて協議をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。再開を14時10分とします。

午後 2時1分 休憩

午後 2時9分 再開

血協委員長 会議を再開します。続きまして、皆様のお手元の1番、2番、3番まで終了しました。次、4から12番までであるのですが、一つずつやっていると時間的なこともございますので、一括して進めていきたいと思っております。6月議会、ここは改善、検討したほうが良いだろうというものがありましたら、番号をお示しの上、意見を述べていただければと思います。

田中委員 変更はないのですが、4から12番、3月議会の対応と同様でよろしいと考えています。

石井委員（代読：伊藤主事） 4から12番まで、前回の3月議会と同様でよろしいと思います。

血協委員長 他にご意見ございますか。

よろしいですか。それでは、4から12番、これは3月議会と同様に6月議会も同様に対応するというご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

血協委員長 異議なしと認め左様決定させていただきます。

それでは、議題1、感染症対策にかかる3月議会対応の検証についてを終了します。

◎議題2 予算審査の進め方を検討する要望について

血協委員長 先日、4月20日の議会運営委員会において、常任委員長、副委員長より、

予算審査の進め方を検討する要望書の提出があった旨を報告いたしました。

本日は、ここについてご検討いただきたいと思います。

初めに、皆様の意見をお伺いする前に、皆様のお手元に資料としてお配りされております、令和2年度千葉県内市議会実態調査よりという表が配られてございますので、これについて事務局より説明をお願いしたいと思います。

石井事務局長 それでは、お手元の資料につきましては千葉県内の実態調査もございまして、県下37市の当初予算の審議方法について調査したものになります。

37市中6市は、現状の白井市と同じように各常任委員会に分割付託をしている状況でございますが、あとは基本的には特別委員会で審査をしているという現状でございます。

血脇委員長 ただいま事務局長より説明のありました千葉県内の予算審査の実態ということで、ご説明をいただいたところです。連名でいただいている要望書の中でも、予算審査を特別委員会で審査している自治体が多いということがわかりましたと。予算審査のあり方についてご検討をいただきますようお願い申し上げますというような内容になってございます。今、事務局長から説明をいただいたものを比較して、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

岩田委員 人数、どういった方法でやるかですね。予算というのは1つの議案ですから、特別委員会を設置して、審査をするのがいいと思います。一応そこまで。

古澤委員 何年前か忘れちゃけれども、審議をどうするかという議論をしたことがあると思うのですけれども、結局全部ぴったりというのがなくて、今の形になってきたと思うのですけれども、その時の議論で、特別委員会を選ばなかった議論がもしあれば、知りたいと思うのですけれども。

石井事務局長 その時の議論については調査はしていなくて、申し訳ございません。

平成17年に予算審査特別委員会というのを設置した年がございました。その時の審査のやり方だけ記録上で見てみますと、まず3月議会で総括質疑が終わった段階で、予算審査特別委員会を作っています。委員長、副委員長の互選をやった後、分科会を設置し、グループごとに主査、副主査の方の選任をしています。7つの会計の予算審査のために、会議規則95条で分科会を設置するという規定がございますので、それに基づいて総務分科会については総務常任委員会が所掌しました。文教分科会は、文教常任委員会が所掌しました。環境経済分科会は、環境建設常任委員会が所管しました。産業民生分科会は、産業民生常任委員会が所掌という形で、結果的に常任委員会がそれぞれの分科会を担当したという形になってございます。分科会設置後は、それぞれの分科会が1日ずつ審査を行いまして、4日間分科会で質疑を行っております。そして、分科会の質疑が終わった段階で、報告書をまとめまして、報告書を配付し、報告書に対する質疑を行いまして、そこで討論、採決というまでが予算審査特別委員会で議決をしております。その結果に基づいて、最終日の3月25日に委員長報告をやりまして、委員長報告に対する質疑として、議案ごとに討論、採決という流れになっております。このやり方で行きますと、通常の常任委員会が終わった後に、分科会としての報告日を1日設けておりますので、このやり方で行きます

と、今の会議より1日増えてくるのかなということは感じております。以上です。

古澤委員 少し思い出しました。結局審議の主体が常任委員会なので、特別委員会を設けないで、常任委員会という形になったのだったなあという。私も特別委員会で予算審査した人が決算をやって、それも一つの手だなと思いますけれども、特別委員会にするのであれば、過去そういう問題があったということを念頭に入れながら、選べるといいと思います。

徳本委員 基本的に予算を見た人が決算を見るという流が良いのではと思っているので、決算と同じ形式がいいと思うので、特別委員会で予算も審議したらどうかなと思います。

岩田委員 徳本委員のほうから、予算を審査した人が決算も審査するというのは、同じ人がどうするとか、その中身はまた議論をすればいいと思うのですけれども、一つの議案ですから、特別委員会をするべき。先ほど古澤委員からも発言がありましたけれども、たしか平成17年かな、全員で特別委員会をして、結局は今やっている常任委員会と同じ議論で、かえって日数も増えるしややこしいし、同じことを繰り返すので元に戻したという記憶があるのです。ですから、今度特別委員会をするのであれば、過去の特別委員会は違った方式でやるべきであって、あくまでも予算というのは、決算もそうですけれども一つの議案ですから、特別委員会を設置して、そんなふうにやったほうが良いと思います。

血脇委員長 先ほど徳本委員から、決算、予算一緒でというのですけれども、これはちょっと置いておいていただいて、まず特別委員会という形をとっていくのか、それとも通常どおりでいくのか、あるいは違う方法をとるのかというところで。

徳本委員 私はそういう理由で特別委員会にしたほうが良いと言っただけで、その後の議論に何か意見を述べたわけではないので。大丈夫です。

石井委員（代読：伊藤主事） 予算の議案は一つの議案として上程されます。それをわざわざ3つの常任委員会ごとに分割して審議をしています。これは例えば総務の委員として、採決の際賛成しても、他の部分で反対するとき、本会議で反対しなくてはならないのもおかしいなという意見もありましたので、予算は一つの議案として、特別委員会を設置すべきだと考えます。

田中委員 確か私も連名で出していたので、ちょっと言いにくかったのですけれども、出したように、特別委員会でやられるのがよろしいと思います。

古澤委員 結局のところ、採決がすっきりできなかったというところが問題が起こったと思うのですね。特別委員会にすれば委員長報告に対して本会議で採決ができるということで、この点はクリアできると思いますので、特別委員会もいいかなと思います。

秋谷委員 今、手元に市内の実態調査があるのだけれども、大半が特別委員会を設ける形になっているので、多分他の市町村もいろいろ議論があっただけでこうなっていると思うので、私もできれば特別委員会でやられたほうが良いと思います。

植村委員 基本的には石井委員のおっしゃったとおりで、私も特別委員会を、と思います。

血脇委員長 皆様の意見をお伺いしたところ、今後の予算審査については、特別委員会を

設置し、予算審査をしたほうが良いだろうというご意見ですが、令和4年度予算については、特別委員会を立ち上げて、予算審査を行う方向でこれから調整を進めていくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

血協委員長 それでは、予算審査の進め方につきましては、令和4年度予算については、特別委員会を立ち上げ、審査をしていくということで決定させていただきます。細部についてはこれから調整、検討を図らなければならない部分がありますので、皆様にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、予算審査の進め方を検討する要望についての議題を終了いたします。

◎議題3 その他

血協委員長 それでは、議題3、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。

次に、議長からありましたらお願いいたします。

長谷川議長 ありません。

血協委員長 事務局からありましたらお願いいたします。

石井事務局長 先日ご審議をいただきましたタブレットの導入について戦略会議がございましたので、その結果についてご報告させていただきます。

タブレットの導入については承認をされました。今回は、タブレットの導入の可否について承認されたものでございまして、Wi-Fi方式にするか、セルラー方式にするかについては、戦略会議では決定はしておりません。今後、予算ヒアリングを経まして、機種等については決定されますので、追って報告をさせていただきたいと思っております。

血協委員長 総合的に何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、第17回議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

ご苦勞様でした。

午後 2時26分 閉会